

品目等内訳書

契約実施計画番号		2MCE12G04890													
NO	調達要求番号		物品番号		単位	数量	単価	金額	銘柄		納地		指定		
	品名								使用期限等	引渡場所		検査			
	部品番号 または 規格									搬入場所		包装			
	使用器材名				仕様書番号				グループ		納期				
1	2MCS1A10030	0001			UN	2.00				北処		1			
	光パワーメータ (AQ-1135E) (校正)									整備部通信電子課					
	仕様書及び調達要領指定書のとおり									整備部通信電子課					
						NS-C200001				令和5年3月17日					
2	2MCS1A10031	0001			UN	1.00				北処		1			
	マイクロメータ用オプティカルパラレル (OP-25) (校正)									整備部通信電子課					
	仕様書及び調達要領指定書のとおり									整備部通信電子課					
						NS-Z200004				令和5年3月17日					
3	2MCS1A10031	0002			UN	1.00				北処		1			
	マイクロメータ用オプティカルパラレル (OP-50) (校正)									整備部通信電子課					
	仕様書及び調達要領指定書のとおり									整備部通信電子課					
						NS-Z200004				令和5年3月17日					
4	2MCS1A10032	0001			UN	1.00				北処		1			
	総合無線試験器 (JTS-Q200) (校正)									整備部通信電子課					
	仕様書及び調達要領指定書のとおり									整備部通信電子課					
						NS-C200001				令和5年3月17日					
5	2MCS1A10032	0002			UN	1.00				北処		1			
	光パルス試験器 (JTS-Q175-B) (校正)									整備部通信電子課					
	仕様書及び調達要領指定書のとおり									整備部通信電子課					
						NS-C200001				令和5年3月17日					
6	2MCS1A10033	0001			UN	1.00				北処		1			
	光電力計 (JWM-Q22) (校正)									整備部通信電子課					
	仕様書及び調達要領指定書のとおり									整備部通信電子課					
						NS-C200001				令和5年3月17日					
7	2MCS1A10033	0002			UN	3.00				北処		1			
	同期端局測定器 (GTS-212) (校正)									整備部通信電子課					
	仕様書及び調達要領指定書のとおり									整備部通信電子課					
						NS-C200001				令和5年3月17日					
8	2MCS1A10035	0001			UN	1.00				北処		1			
	回線試験器 (JTS-Q183) (校正)									整備部通信電子課					
	仕様書及び調達要領指定書のとおり									整備部通信電子課					
						NS-C20001				令和5年3月17日					
9	2MCS1A10035	0002			UN	2.00				北処		1			
	電力計 (JWM-Q28) (校正)									整備部通信電子課					
	仕様書及び調達要領指定書のとおり									整備部通信電子課					
						NS-C20001				令和5年3月17日					



調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	R 0 4 0 8 3
	調 達 要 求 番 号	2MCS1A10030
	調 達 要 求 年 月 日	令和4年12月7日
	作 成 部 課	装備計画部通信電子課
	作 成 年 月 日	令和4年12月2日
品 名	光パワーメータ (AQ-1135E) (校正)	
仕 様 書 番 号	NS-C200001	

下記の事項について、仕様書を補足する。

- 1 仕様書 2 校正に関する要求 2.1 校正対象品目  
品 名 光パワーメータ (AQ-1135E) × 2UN  
製造会社 安藤電気株式会社  
製造型式 AQ-1135E×2UN  
製造番号 00544024、39025818  
  
品 名 センサ (AQ-1196) (構成部品) × 2UN  
製造番号 -
- 2 仕様書 2.6 使用計測器  
製造会社の推奨とする計測器を使用する。
- 3 仕様書 2.7 校正基準  
製造会社推奨の基準とする。
- 4 仕様書 5 その他の指示 5.1 輸送  
輸送は、契約相手方が担任するものとする。
- 5 その他  
契約物品の全部又は主要部品の製造、組立、改造、改修又は修理等を第三者に請け負わせようとする場合は、“下請負承認申請書”を契約担当官に提出し、承認を受ける。  
なお、“下請負承認申請書”の様式は、入札及び契約心得に掲載されている。

**調達要求番号：**

<b>陸 上 自 衛 隊 仕 様 書</b>			
物品番号		仕 様 書 番 号	
電気関係計測器の校正		NS-C200001	
		防衛大臣承認	平成 年 月 日
		作 成	平成29年11月 9日
		変 更	平成 年 月 日
		作成部隊等名	北 海 道 補 給 処

**1 総則**

**1.1 適用範囲**

この仕様書は、陸上自衛隊北海道補給処において実施する電気関係計測器の校正(以下、“校正”という。)について規定する。

**1.2 用語及び定義**

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z500002による。

**1.3 引用文書**

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

**仕様書**

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

**2 校正に関する要求**

**2.1 校正対象品目**

校正対象品目(以下、“対象計測器”という。)は、調達要領指定書による。

**2.2 整備の種類**

整備の種類は、GLT-CG-Z500002の2.2 j)に示す“校正”とする。

**2.3 整備の作業方式**

整備の作業方式は、GLT-CG-Z500002の2.3 a)に示す“標準(又は確定)作業方式”によるものとし、調達要領指定書に指定する場合を除き、表1による。

**表1-標準作業表**

番号	工程名	作業内容
1	入場点検	対象計測器の外観を点検する。
2	校正	校正は、2.5, 2.6に基づき行うものとし、必要に応じて誤差を調整し、合否を判定する。
3	包装等	包装等は、4による。

**2.4 校正作業**

校正は、表1に示す各工程に応じて行い、合否を判定するものとする。

## 2.5 環境条件

環境条件は、調達要領指定書に指定する場合を除き、GLT-CG-Z000001の3.1.1による。

## 2.6 使用計測器

校正に使用する計測器は、対象計測器本来の規定(許容差範囲)を確認できる精度を有するものとするほか、調達要領指定書によって指定する。

## 2.7 校正基準

校正基準は、調達要領指定書による。

## 3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

## 4 出荷条件

### 4.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

### 4.2 包装の表示

包装の表示は、GLT-CG-Z000001の4.2による。

## 5 その他の指示

### 5.1 輸送

輸送は、調達要領指定書による。

### 5.2 添付書類

添付書類は、表2によるものとし、対象計測器1台ごとに、各1部を添付するものとする。

表2-添付書類

番号	書類名	部数	様式等
1	校正成績書	1	5.2 a)及び5.2 b)による。
2	使用計測器に関する書類		

- a) 校正成績書の様式は、契約の相手方が定めた任意の様式とし、記載事項は、校正実施会社名、校正実施者印、品名、型式、校正の合否、合格の内訳、室内温度、室内湿度、物品番号、器材番号、製造者名、製造年月日及び校正年月日とする。

なお、合格の内訳は、表3による。

表3-合格の内訳

番号	内訳	判定基準
1	非調整	—
2	微調整	合格範囲内であるが最良に調整
3	調整	合格範囲外であるが調整によって合格
4	微修理	合格範囲外であるが軽微な修理によって合格

- b) 使用計測器に関する書類の様式は、契約の相手方が定めた任意の様式とし、記載事項は、品名、型式、製造者名及び校正有効期限とする。

### 5.3 仕様書に関する疑義

仕様書の内容に疑義を生じた場合は、契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	R 0 4 0 8 4
	調 達 要 求 番 号	2 M C S 1 A I 0 0 3 1
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 4 年 1 2 月 7 日
	作 成 部 課	装 備 計 画 部 通 信 電 子 課
	作 成 年 月 日	令 和 4 年 1 2 月 2 日
品 名	マイクロメーター用オプチカルパラレル (OP-25) (校正)	
仕 様 書 番 号	NS-Z200004	

下記の事項について、仕様書を補足する。

**1 仕様書 2 校正に関する要求 2.1 校正対象品目**

品 名 マイクロメーター用オプチカルパラレル (OP-25) × 1 UN

製造会社 株式会社ミットヨ

製造型式 OP-25

製造番号 104-02.027 No. 1288

**2 その他**

契約物品の全部又は主要部品の製造、組立、改造、改修又は修理等を第三者に請け負わせようとする場合は、“下請負承認申請書”を契約担当官に提出し、承認を受ける。

なお、“下請負承認申請書”の様式は、入札及び契約心得に掲載されている。

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	R 0 4 0 8 5
	調 達 要 求 番 号	2 M C S 1 A I 0 0 3 1
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 4 年 1 2 月 7 日
	作 成 部 課	装 備 計 画 部 通 信 電 子 課
	作 成 年 月 日	令 和 4 年 1 2 月 2 日
品 名	マ イ ク ロ メ ー タ ー 用 オ プ チ カ ル パ ラ レ ル ( O P - 5 0 ) ( 校 正 )	
仕 様 書 番 号	N S - Z 2 0 0 0 0 4	

下記の事項について、仕様書を補足する。

1. 仕様書 2. 校正に関する要求 2.1 校正対象品目

品 名 マイクロメーター用オプチカルパラレル (OP-50) × 1 UN  
 製造会社 株式会社ミットヨ  
 製造型式 OP-50  
 製造番号 104-02.028 No. 1289

2 その他

契約物品の全部又は主要部品の製造、組立、改造、改修又は修理等を第三者に請け負わせようとする場合は、“下請負承認申請書”を契約担当官に提出し、承認を受ける。

なお、“下請負承認申請書”の様式は、入札及び契約心得に掲載されている。



調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
		NS-Z200004
非電気関係計測器の校正	防衛大臣承認	年 月 日
	作 成	令和元年11月27日
	変 更	年 月 日
	作成部隊等名	北 海 道 補 給 処

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、北海道補給処において使用する非電気関係計測器の校正(以下、“校正”という。)について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001及びGLT-CG-Z500002による。

### 1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

## 2 校正に関する要求

### 2.1 校正対象品目

校正対象品目(以下、“対象計測器”という。)は、調達要領指定書によって指定する。

### 2.2 整備の種類

整備の種類は、GLT-CG-Z500002の2.2 j)に示す“校正”とする。

### 2.3 整備の作業方式

整備の作業方式は、GLT-CG-Z500002の2.3 a)に示す“標準(又は確定)作業方式”によるものとし、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表1による。

表1-標準作業表

番号	工程名	作業内容
1	入場点検	校正品の外観を点検する。
2	校正	校正は、2.7に基づき行うものとし、必要に応じて誤差を調整し、合否を判定する。
3	包装等	包装等は、箇条4による。

### 2.4 校正作業

校正は、表1に示す各工程に応じて行い、合否を判定するものとする。

### 2.5 環境条件

環境条件は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z000001の

#### 3.1.1による。

## 2.6 使用計測器

校正に使用する計測器は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、対象計測器本来の規定（許容差範囲）を確認できる精度をもつものとする。

## 2.7 校正基準

校正基準は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、製造会社推奨の基準による。

## 3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

## 4 出荷条件

### 4.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

### 4.2 包装の表示

包装の表示は、GLT-CG-Z000001の4.2による。

## 5 その他の指示

添付書類は、表2によるものとし、対象計測器1台ごとに、各1部を添付するものとする。

なお、細部については次による。

表2-添付書類

番号	書類名	部数	様式等
1	校正成績書	1	箇条5 a)による。
2	使用計測器に関する書類		箇条5 b)による。

- a) 校正成績書の様式は、契約の相手方が定めた任意の様式とし、記載事項は、校正実施会社名、校正実施者印、品名、型式、校正の可否、合格の内訳、室内温度、室内湿度、製造番号、製造者名、製造年月日及び校正年月日とする。

なお、合格の内訳は、表3による。

表3-合格の内訳

番号	内訳	判定基準
1	非調整	—
2	微調整	合格範囲内であるが最良に調整
3	調整	合格範囲外であるが調整によって合格
4	微修理	合格範囲外であるが軽微な修理によって合格

- b) 使用計測器に関する書類の様式は、契約の相手方が定めた任意の様式とし、記載事項は、品名、型式、製造者名及び校正有効期限とする。

## 6 その他

### 6.1 輸送

輸送は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方が担任する。

### 6.2 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	R 0 4 0 8 6
	調 達 要 求 番 号	2 M C S 1 A I 0 0 3 2
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 4 年 1 2 月 7 日
	作 成 部 課	装 備 計 画 部 通 信 電 子 課
	作 成 年 月 日	令 和 4 年 1 2 月 2 日
品 名	総 合 無 線 試 験 器 ( J T S - Q 2 0 0 ) ( 校 正 )	
仕 様 書 番 号	N S - C 2 0 0 0 0 1	

下記の事項について、仕様書を補足する。

**1 仕様書 2 校正に関する要求 2.1 校正対象品目**

品 名 総合無線試験器 ( J T S - Q 2 0 0 ) × 1 U N

製造会社 アンリツ株式会社

製造型式 MS 2 8 3 0 A × 1 U N

製造番号 6 2 6 2 1 3 9 2 6 1

OP : 0 0 2、0 1 8、0 4 0、0 6 6、0 7 4、0 8 8、S C 8 3 6 1

MX 2 6 9 0 0 0 A (ソフトウェア)、MX 2 6 9 0 1 8 A (ソフトウェア)

**2 仕様書 2.6 使用計測器**

製造会社の推奨とする計測器を使用する。

**3 仕様書 2.7 校正基準**

製造会社推奨の基準とする。

**4 仕様書 5 その他の指示 5.1 輸送**

輸送は、契約相手方が担任するものとする。

**5 その他**

契約物品の全部又は主要部品の製造、組立、改造、改修又は修理等を第三者に請け負わせようとする場合は、“下請負承認申請書”を契約担当官に提出し、承認を受ける。

なお、“下請負承認申請書”の様式は、入札及び契約心得に掲載されている。

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	R 0 4 0 8 7
	調 達 要 求 番 号	2 M C S 1 A I 0 0 3 2
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 4 年 1 2 月 7 日
	作 成 部 課	装 備 計 画 部 通 信 電 子 課
	作 成 年 月 日	令 和 4 年 1 2 月 2 日
品 名	光パルス試験器 (J T S - Q 1 7 5 - B) (校正)	
仕 様 書 番 号	N S - C 2 0 0 0 0 1	

下記の事項について、仕様書を補足する。

- 1 仕様書 2 校正に関する要求 2.1 校正対象品目  
品 名 光パルス試験器 (J T S - Q 1 7 5 - B) × 1 U N  
製造会社 アンリツ株式会社  
製造型式 M T 9 0 8 2 A 2 - 0 7 3  
製造番号 6 C 0 0 0 4 1 9 7 2
- 2 仕様書 2.6 使用計測器  
製造会社の推奨とする計測器を使用する。
- 3 仕様書 2.7 校正基準  
製造会社推奨の基準とする。
- 4 仕様書 5 その他の指示 5.1 輸送  
輸送は、契約相手方が担任するものとする。
- 5 その他  
契約物品の全部又は主要部品の製造、組立、改造、改修又は修理等を第三者に請け負わせようとする場合は、“下請負承認申請書”を契約担当官に提出し、承認を受ける。  
なお、“下請負承認申請書”の様式は、入札及び契約心得に掲載されている。

調達要求番号：

陸上自衛隊仕様書		
物品番号	仕様書番号	
電気関係計測器の校正	NS-C200001	
	防衛大臣承認	平成 年 月 日
	作成	平成29年11月 9日
	変更	平成 年 月 日
	作成部隊等名	北海道補給処

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊北海道補給処において実施する電気関係計測器の校正(以下、“校正”という。)について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z500002による。

### 1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

#### 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

## 2 校正に関する要求

### 2.1 校正対象品目

校正対象品目(以下、“対象計測器”という。)は、調達要領指定書による。

### 2.2 整備の種類

整備の種類は、GLT-CG-Z500002の2.2 j)に示す“校正”とする。

### 2.3 整備の作業方式

整備の作業方式は、GLT-CG-Z500002の2.3 a)に示す“標準(又は確定)作業方式”によるものとし、調達要領指定書に指定する場合を除き、表1による。

表1-標準作業表

番号	工程名	作業内容
1	入場点検	対象計測器の外観を点検する。
2	校正	校正は、2.5、2.6に基づき行うものとし、必要に応じて誤差を調整し、合否を判定する。
3	包装等	包装等は、4による。

### 2.4 校正作業

校正は、表1に示す各工程に応じて行い、合否を判定するものとする。

## 2.5 環境条件

環境条件は、調達要領指定書に指定する場合を除き、GLT-CG-Z000001の3.1.1による。

## 2.6 使用計測器

校正に使用する計測器は、対象計測器本来の規定(許容差範囲)を確認できる精度を有するものとするほか、調達要領指定書によって指定する。

## 2.7 校正基準

校正基準は、調達要領指定書による。

## 3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

## 4 出荷条件

### 4.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

### 4.2 包装の表示

包装の表示は、GLT-CG-Z000001の4.2による。

## 5 その他の指示

### 5.1 輸送

輸送は、調達要領指定書による。

### 5.2 添付書類

添付書類は、表2によるものとし、対象計測器1台ごとに、各1部を添付するものとする。

表2-添付書類

番号	書類名	部数	様式等
1	校正成績書	1	5.2 a)及び5.2 b)による。
2	使用計測器に関する書類		

- a) 校正成績書の様式は、契約の相手方が定めた任意の様式とし、記載事項は、校正実施会社名、校正実施者印、品名、型式、校正の可否、合格の内訳、室内温度、室内湿度、物品番号、器材番号、製造者名、製造年月日及び校正年月日とする。

なお、合格の内訳は、表3による。

表3-合格の内訳

番号	内訳	判定基準
1	非調整	—
2	微調整	合格範囲内であるが最良に調整
3	調整	合格範囲外であるが調整によって合格
4	微修理	合格範囲外であるが軽微な修理によって合格

- b) 使用計測器に関する書類の様式は、契約の相手方が定めた任意の様式とし、記載事項は、品名、型式、製造者名及び校正有効期限とする。

### 5.3 仕様書に関する疑義

仕様書の内容に疑義を生じた場合は、契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	R 0 4 0 8 8
	調 達 要 求 番 号	2 M C S 1 A 1 0 0 3 3
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 4 年 1 2 月 7 日
	作 成 部 課	装 備 計 画 部 通 信 電 子 課
	作 成 年 月 日	令 和 4 年 1 2 月 2 日
品 名	光 電 力 計 ( J W M - Q 2 2 ) ( 校 正 )	
仕 様 書 番 号	N S - C 2 0 0 0 0 1	

下記の事項について、仕様書を補足する。

**1 仕様書 2 校正に関する要求 2.1 校正対象品目**

品 名 光電力計 ( J W M - Q 2 2 ) ( 校 正 ) × 1 U N

製造会社 横河計測株式会社

製造型式 A Q 2 1 4 0

製造番号 2 7 E 6 0 0 1 2 1

構成品 センサーユニット

製造型式 A Q 2 7 3 2

製造番号 2 7 E 6 0 0 0 1 2 4

**2 仕様書 2.6 使用計測器**

製造会社の推奨とする計測器を使用する。

**3 仕様書 2.7 校正基準**

製造会社推奨の基準とする。

**4 仕様書 5 その他の指示 5.1 輸送**

輸送は、契約相手方が担任するものとする。

**5 その他**

契約物品の全部又は主要部品の製造、組立、改造、改修又は修理等を第三者に請け負わせようとする場合は、“下請負承認申請書”を契約担当官に提出し、承認を受ける。

なお、“下請負承認申請書”の様式は、入札及び契約心得に掲載されている。



調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	R 0 4 0 8 9
	調 達 要 求 番 号	2MCS1A I 0 0 3 3
	調 達 要 求 年 月 日	令和4年12月7日
	作 成 部 課	装備計画部通信電子課
	作 成 年 月 日	令和4年12月2日
品 名	同期端局測定器 (GTS-212) (校正)	
仕 様 書 番 号	NS-C200001	

下記の事項について、仕様書を補足する。

- 1 仕様書 2 校正に関する要求 2.1 校正対象品目  
品 名 同期端局測定器 (GTS-212) × 3UN  
製造会社 安藤電気株式会社  
製造型式 -  
製造番号 90812401、90812402、90796801
- 2 仕様書 2.6 使用計測器  
製造会社の推奨とする計測器を使用する。
- 3 仕様書 2.7 校正基準  
製造会社推奨の基準とする。
- 4 仕様書 5 その他の指示 5.1 輸送  
輸送は、契約相手方が担任するものとする。
- 5 その他  
契約物品の全部又は主要部品の製造、組立、改造、改修又は修理等を第三者に請け負わせようとする場合は、“下請負承認申請書”を契約担当官に提出し、承認を受ける。  
なお、“下請負承認申請書”の様式は、入札及び契約心得に掲載されている。

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
電気関係計測器の校正		NS-C200001
	防衛大臣承認	平成 年 月 日
	作 成	平成29年11月 9日
	変 更	平成 年 月 日
	作成部隊等名	北 海 道 補 給 処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊北海道補給処において実施する電気関係計測器の校正(以下、“校正”という。)について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z500002による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

2 校正に関する要求

2.1 校正対象品目

校正対象品目(以下、“対象計測器”という。)は、調達要領指定書による。

2.2 整備の種類

整備の種類は、GLT-CG-Z500002の2.2 j)に示す“校正”とする。

2.3 整備の作業方式

整備の作業方式は、GLT-CG-Z500002の2.3 a)に示す“標準(又は確定)作業方式”によるものとし、調達要領指定書に指定する場合を除き、表1による。

表1-標準作業表

番号	工程名	作業内容
1	入場点検	対象計測器の外観を点検する。
2	校正	校正は、2.5、2.6に基づき行うものとし、必要に応じて誤差を調整し、合否を判定する。
3	包装等	包装等は、4による。

2.4 校正作業

校正は、表1に示す各工程に応じて行い、合否を判定するものとする。

## 2.5 環境条件

環境条件は、調達要領指定書に指定する場合を除き、GLT-CG-Z000001の3.1.1による。

## 2.6 使用計測器

校正に使用する計測器は、対象計測器本来の規定(許容差範囲)を確認できる精度を有するものとするほか、調達要領指定書によって指定する。

## 2.7 校正基準

校正基準は、調達要領指定書による。

## 3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

## 4 出荷条件

### 4.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

### 4.2 包装の表示

包装の表示は、GLT-CG-Z000001の4.2による。

## 5 その他の指示

### 5.1 輸送

輸送は、調達要領指定書による。

### 5.2 添付書類

添付書類は、表2によるものとし、対象計測器1台ごとに、各1部を添付するものとする。

表2-添付書類

番号	書類名	部数	様式等
1	校正成績書	1	5.2 a)及び5.2 b)による。
2	使用計測器に関する書類		

- a) 校正成績書の様式は、契約の相手方が定めた任意の様式とし、記載事項は、校正実施会社名、校正実施者印、品名、型式、校正の合否、合格の内訳、室内温度、室内湿度、物品番号、器材番号、製造者名、製造年月日及び校正年月日とする。

なお、合格の内訳は、表3による。

表3-合格の内訳

番号	内訳	判定基準
1	非調整	—
2	微調整	合格範囲内であるが最良に調整
3	調整	合格範囲外であるが調整によって合格
4	微修理	合格範囲外であるが軽微な修理によって合格

- b) 使用計測器に関する書類の様式は、契約の相手方が定めた任意の様式とし、記載事項は、品名、型式、製造者名及び校正有効期限とする。

### 5.3 仕様書に関する疑義

仕様書の内容に疑義を生じた場合は、契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	R 0 4 0 9 1
	調 達 要 求 番 号	2 M C S 1 A I 0 0 3 5
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 4 年 1 2 月 7 日
	作 成 部 課	装 備 計 画 部 通 信 電 子 課
	作 成 年 月 日	令 和 4 年 1 2 月 2 日
品 名	回 線 試 験 器 ( J T S - Q 1 8 3 ) ( 校 正 )	
仕 様 書 番 号	N S - C 2 0 0 0 0 1	

下記の事項について、仕様書を補足する。

**1 仕様書 2 校正に関する要求 2.1 校正対象品目**

品 名 回線試験器 ( J T S - Q 1 8 3 ) × 1 U N  
 製造会社 大井電気株式会社  
 製造型式 MS - 6 0 3  
 製造番号 2 3 0 0 6 9

**2 仕様書 2.6 使用計測器**

製造会社の推奨とする計測器を使用する。

**3 仕様書 2.7 校正基準**

製造会社推奨の基準とする。

**4 仕様書 5 その他の指示 5.1 輸送**

輸送は、契約相手方が担任するものとする。

**5 その他**

契約物品の全部又は主要部品の製造、組立、改造、改修又は修理等を第三者に請け負わせようとする場合は、“下請負承認申請書”を契約担当官に提出し、承認を受ける。

なお、“下請負承認申請書”の様式は、入札及び契約心得に掲載されている。

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	R 0 4 0 9 2
	調 達 要 求 番 号	2 M C S 1 A I 0 0 3 5
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 4 年 1 2 月 7 日
	作 成 部 課	装 備 計 画 部 通 信 電 子 課
	作 成 年 月 日	令 和 4 年 1 2 月 2 日
品 名	電 力 計 ( J W M - Q 2 8 ) ( 校 正 )	
仕 様 書 番 号	N S - C 2 0 0 0 0 1	

下記の事項について、仕様書を補足する。

1 仕様書 2 校正に関する要求 2.1 校正対象品目

品 名 電力計 ( J W M - Q 2 8 ) × 2 U N  
製造会社 アジレント・テクノロジー株式会社  
製造型式 U 2 0 0 1 A  
製造番号 M Y 5 2 1 3 0 0 2 5、M Y 5 2 1 3 0 0 2 1

2 仕様書 2.6 使用計測器

製造会社の推奨とする計測器を使用する。

3 仕様書 2.7 校正基準

製造会社推奨の基準とする。

4 仕様書 5 その他の指示 5.1 輸送

輸送は、契約相手方が担任するものとする。

5 その他

契約物品の全部又は主要部品の製造、組立、改造、改修又は修理等を第三者に請け負わせようとする場合は、“下請負承認申請書”を契約担当官に提出し、承認を受ける。

なお、“下請負承認申請書”の様式は、入札及び契約心得に掲載されている。

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	R 0 4 0 9 3
	調 達 要 求 番 号	2 M C S 1 A I 0 0 3 5
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 4 年 1 2 月 7 日
	作 成 部 課	装 備 計 画 部 通 信 電 子 課
	作 成 年 月 日	令 和 4 年 1 2 月 2 日
品 名	デジタルクランプハイテスタ (3 2 8 2) (校正)	
仕 様 書 番 号	N S - C 2 0 0 0 0 1	

下記の事項について、仕様書を補足する。

**1 仕様書 2 校正に関する要求 2.1 校正対象品目**

品 名 デジタルクランプハイテスタ (3 2 8 2) × 1 U N  
 製造会社 日置電機工業株式会社  
 製造型式 3 2 8 2  
 製造番号 0 3 3 4 7 0 7

**2 仕様書 2.6 使用計測器**

製造会社の推奨とする計測器を使用する。

**3 仕様書 2.7 校正基準**

製造会社推奨の基準とする。

**4 仕様書 5 その他の指示 5.1 輸送**

輸送は、契約相手方が担任するものとする。

**5 その他**

契約物品の全部又は主要部品の製造、組立、改造、改修又は修理等を第三者に請け負わせようとする場合は、“下請負承認申請書”を契約担当官に提出し、承認を受ける。

なお、“下請負承認申請書”の様式は、入札及び契約心得に掲載されている。

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	R 0 4 0 9 4
	調 達 要 求 番 号	2 M C S 1 A I 0 0 3 5
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 4 年 1 2 月 7 日
	作 成 部 課	装 備 計 画 部 通 信 電 子 課
	作 成 年 月 日	令 和 4 年 1 2 月 2 日
品 名	デ ー タ 伝 送 分 析 器 ( G A Y - 1 0 2 ) ( 校 正 )	
仕 様 書 番 号	N S - C 2 0 0 0 0 1	

下記の事項について、仕様書を補足する。

1 仕様書 2 校正に関する要求 2.1 校正対象品目

品 名 データ伝送分析器 (GAY-102) × 1UN  
 製造会社 安藤電気株式会社  
 製造型式 AP-9216  
 製造番号 1076014

2 仕様書 2.6 使用計測器

製造会社の推奨とする計測器を使用する。

3 仕様書 2.7 校正基準

製造会社推奨の基準とする。

4 仕様書 5 その他の指示 5.1 輸送

輸送は、契約相手方が担任するものとする。

5 その他

契約物品の全部又は主要部品の製造、組立、改造、改修又は修理等を第三者に請け負わせようとする場合は、“下請負承認申請書”を契約担当官に提出し、承認を受ける。

なお、“下請負承認申請書”の様式は、入札及び契約心得に掲載されている。



調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	R 0 4 0 9 5
	調 達 要 求 番 号	2 M C S 1 A A 0 0 3 5
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 4 年 1 2 月 7 日
	作 成 部 課	装 備 計 画 部 通 信 電 子 課
	作 成 年 月 日	令 和 4 年 1 2 月 2 日
品 名	普通騒音計 ( 1 0 1 5 ) ( 校 正 )	
仕 様 書 番 号	N S - C 2 0 0 0 0 1	

下記の事項について、仕様書を補足する。

1 仕様書 2 校正に関する要求 2.1 校正対象品目

品 名 普通騒音計 ( 1 0 1 5 ) × 2 U N  
 製造会社 電子測器株式会社  
 製造型式 1 0 1 5 × 2 U N  
 製造番号 9 0 0 7 4 3、9 2 2 8 3 1

2 仕様書 2.6 使用計測器

製造会社の推奨とする計測器を使用する。

3 仕様書 2.7 校正基準

製造会社推奨の基準とする。

4 仕様書 5 その他の指示 5.1 輸送

輸送は、契約相手方が担任するものとする。

5 その他

契約物品の全部又は主要部品の製造、組立、改造、改修又は修理等を第三者に請け負わせようとする場合は、“下請負承認申請書”を契約担当官に提出し、承認を受ける。

なお、“下請負承認申請書”の様式は、入札及び契約心得に掲載されている。

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	R 0 4 0 9 6
	調 達 要 求 番 号	2 M C S 1 A I 0 0 3 5
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 4 年 1 2 月 7 日
	作 成 部 課	装 備 計 画 部 通 信 電 子 課
	作 成 年 月 日	令 和 4 年 1 2 月 2 日
品 名	信 号 発 生 器 ( G S G - 1 6 7 - E ) ( 校 正 )	
仕 様 書 番 号	N S - C 2 0 0 0 0 1	

下記の事項について、仕様書を補足する。

1 仕様書 2 校正に関する要求 2.1 校正対象品目

品 名 信号発生器 ( G S G - 1 6 7 - E ) × 1 U N  
 製造会社 アジレント・テクノロジー株式会社  
 製造型式 E 8 2 5 7 D  
 製造番号 M Y 5 1 5 0 1 3 4 6

2 仕様書 2.6 使用計測器

製造会社の推奨とする計測器を使用する。

3 仕様書 2.7 校正基準

製造会社推奨の基準とする。

4 仕様書 5 その他の指示 5.1 輸送

輸送は、契約相手方が担任するものとする。

5 その他

契約物品の全部又は主要部品の製造、組立、改造、改修又は修理等を第三者に請け負わせようとする場合は、“下請負承認申請書”を契約担当官に提出し、承認を受ける。

なお、“下請負承認申請書”の様式は、入札及び契約心得に掲載されている。

調達要求番号：

陸上自衛隊仕様書		
物品番号		仕様書番号
電気関係計測器の校正		NS-C200001
	防衛大臣承認	平成 年 月 日
	作成	平成29年11月 9日
	変更	平成 年 月 日
	作成部隊等名	北海道補給処

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊北海道補給処において実施する電気関係計測器の校正(以下、“校正”という。)について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z500002による。

### 1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

#### 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

## 2 校正に関する要求

### 2.1 校正対象品目

校正対象品目(以下、“対象計測器”という。)は、調達要領指定書による。

### 2.2 整備の種類

整備の種類は、GLT-CG-Z500002の2.2 j)に示す“校正”とする。

### 2.3 整備の作業方式

整備の作業方式は、GLT-CG-Z500002の2.3 a)に示す“標準(又は確定)作業方式”によるものとし、調達要領指定書に指定する場合を除き、表1による。

表1-標準作業表

番号	工程名	作業内容
1	入場点検	対象計測器の外観を点検する。
2	校正	校正は、2.5、2.6に基づき行うものとし、必要に応じて誤差を調整し、合否を判定する。
3	包装等	包装等は、4による。

### 2.4 校正作業

校正は、表1に示す各工程に応じて行い、合否を判定するものとする。

## 2.5 環境条件

環境条件は、調達要領指定書に指定する場合を除き、GLT-CG-Z000001の3.1.1による。

## 2.6 使用計測器

校正に使用する計測器は、対象計測器本来の規定(許容差範囲)を確認できる精度を有するものとするほか、調達要領指定書によって指定する。

## 2.7 校正基準

校正基準は、調達要領指定書による。

## 3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

## 4 出荷条件

### 4.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

### 4.2 包装の表示

包装の表示は、GLT-CG-Z000001の4.2による。

## 5 その他の指示

### 5.1 輸送

輸送は、調達要領指定書による。

### 5.2 添付書類

添付書類は、表2によるものとし、対象計測器1台ごとに、各1部を添付するものとする。

表2-添付書類

番号	書類名	部数	様式等
1	校正成績書	1	5.2 a)及び5.2 b)による。
2	使用計測器に関する書類		

- a) 校正成績書の様式は、契約の相手方が定めた任意の様式とし、記載事項は、校正実施会社名、校正実施者印、品名、型式、校正の合否、合格の内訳、室内温度、室内湿度、物品番号、器材番号、製造者名、製造年月日及び校正年月日とする。

なお、合格の内訳は、表3による。

表3-合格の内訳

番号	内訳	判定基準
1	非調整	—
2	微調整	合格範囲内であるが最良に調整
3	調整	合格範囲外であるが調整によって合格
4	微修理	合格範囲外であるが軽微な修理によって合格

- b) 使用計測器に関する書類の様式は、契約の相手方が定めた任意の様式とし、記載事項は、品名、型式、製造者名及び校正有効期限とする。

### 5.3 仕様書に関する疑義

仕様書の内容に疑義を生じた場合は、契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。